

老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者公募要項

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、平成23年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり、広く事業者を公募します。

2 公募の概要

(1) 施設名称

老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(3) 管理者の公募及び選定（「8 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、公募型プロポーザル方式により提案審査を実施し、指定候補者及び次点候補者を選定します。

(4) 選定委員会の実施

指定管理者の公募及び選定は、「老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定に関する要綱」に基づき、「老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会」を設置し、（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング等を行います。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、審査の経過及び結果は、指定管理者として選定後、区のホームページへの掲載します。

(6) 協定の締結

区は、指定候補者と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

(7) 問合せ先

横浜市戸塚区地域振興課

住所横浜市戸塚区戸塚町 157-3

電話 045 (866) 8415

F A X 045 (864) 1933

E-mail to-chishin@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務（詳細は別添「横浜市老人福祉センター戸塚柏桜荘指定管理者管理業務仕様書」参照）

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 施設の管理全般に関すること。
- (3) 施設の設備維持に関すること。
- (4) 個人情報保護に関すること。
- (5) その他業務

4 施設の概要

(1) 施設名称

老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘

(2) 所在地

横浜市戸塚区戸塚町 2304 番地 5

(3) 開所年月日

平成 2 年 6 月 14 日

(4) 開館及び休館日

開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

休館日 施設点検日（第 3 月曜日）及び年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日まで）

(5) 建物の概要

構造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 2 階建

敷地面積 2,000 m²

延床面積 1,668.95 m²

うち老人福祉センター 1,412.25 m²

うちデイサービス部分 256.70 m²（定員 28 名）

施設内容 1 階 機能回復訓練室、図書コーナー、日常動作訓練室、休養室他

2 階 大広間、娯楽コーナー、工作室、生きがい作業室、和室、会議室他

屋上 ゲートボール場、シャフルボード場

屋外 駐車場

(6) 施設目的

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条 7 で定める目的を達成するため、同法 15 条を受けて、横浜市老人福祉施設条例により設置されています。

老人デイサービス機能を併せ持っており、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための総合的な便宜の供与及び通所介護を受ける者等への通所による便宜の供与を目的としています。

5 経理に関する事項

(1) 経費の支払い

指定管理に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。支払い時期や額、方法等は協定にて定めます。

(2) 管理口座

指定管理業務に関する事業経費は、法人自体の口座とは別の口座で管理することとします。

(3) 市が支払う経費に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 事業費
- ウ 事務費
- エ 管理費

6 リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	

	それ以外のもの			○
施設等の 損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
利用者等へ の損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

7 事業実施上の留意事項

関係法規等の遵守について、業務を遂行するうえで関連する法規等を遵守することとします。指定期間中にこれらの法令・規定等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法規>

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- (3) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- (4) 老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(昭和 52 年厚生省社会局長達)
- (5) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- (6) 横浜市老人福祉施設条例(昭和 38 年条例第 43 号)
- (7) 横浜市老人福祉施設条例施行規則(昭和 40 年規則第 76 号)
- (8) 横浜市老人福祉センター運営要綱
- (9) 横浜市老人福祉センター趣味の教室実施要領
- (10) 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- (11) 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成 12 年条例第 2 号)
- (12) レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針について(平成 15 年厚生労働省告示第 264 号)
- (13) 労働関係法令 (労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等)
- (14) 施設・設備の維持保全関係法令 (建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用合理化に関する法律等)
- (15) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の持続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めるものとします。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市は、指定管理者が客観的な視点での評価を受けることにより、自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に、第三者評価を行うこととしています。

老人福祉センターに関する第三者評価は、市が定めた共通評価基準に基づき、民間評価機関（NPO法人、シンクタンク、監査法人等）による評価を受けることとし、これらの結果は公表します。

なお、実施については、指定開始時期から概ね2年目から3年目で行うこととします（受審に伴う費用は指定管理者の負担とします。）。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

区は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、区は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。この場合、区に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定が適用されるため、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修を受けることとし、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報の公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

※「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 施設の利用について

指定管理者は、正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒んではなりません（地方自治法第244条第2項）。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはいけません（地方自治法第244条第3項）。

(エ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。

(オ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(カ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、利用者の継続利用を妨げないこととします。

なお、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(キ) 環境への配慮

「横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）」による温室効果ガスの削減や「横浜G30プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(ク) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取消しをすることができるとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が

困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(コ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、主税部法人税務課及び所轄の税務署にお問合せください。

(カ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全について、指定管理者が確認し、区に報告します。確認及び報告は、横浜市建築局が策定する「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(キ) 災害等発生時の対応

指定管理者は、老人福祉センターが災害時の特別避難場所に指定されていることを踏まえて、区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結を行います。また、今後、消防局危機管理室が作成する「指定管理者制度導入施設避難場所等開設マニュアル」に基づいて災害時等の体制整備を行うものとします。

(ク) 目的外使用許可について

自動販売機の設置等を行っている施設は、毎年、指定管理者が区へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機等の光熱水費については、指定管理者が実費負担します。

また、指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ケ) その他

その他、記載のない事項については、区長と協議を行うこととします。

8 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募要項の配布	平成22年6月18日(金)～平成22年7月30日(金)
イ 応募者現地見学会	平成22年7月9日(金)
ウ 公募要項に関する質問受付	平成22年7月12日(月)～平成22年7月16日(金)
エ 公募要項に関する質問回答	平成22年7月21日(水)頃予定
オ 応募書類の受付期間	平成22年8月2日(月)～平成22年8月6日(金)
カ 審査(プレゼンテーション実施)	平成22年8月24日(火)予定
キ 選定結果の通知・公表	平成22年9月上旬
ク 指定管理者の指定	平成22年12月下旬
ケ 指定管理者との協定締結	平成23年1月ころ

(2) 公募手続きについて

ア 公募の周知

老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の公募について、横浜市及び戸塚区のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成22年6月18日（金）から平成22年7月30日（金）

(イ) 配布場所：戸塚区ホームページからダウンロードしてください。

URL：http://www.city.yokohama.jp/me/totsuka

ウ 応募者現地見学会

応募者現地見学会を以下のとおり開催します。

開催日：平成22年7月9日（金）

時間：午前9時30分から

場所：老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘

参加人数：各法人2名以内とします。

参加申込み：参加希望の方は平成22年7月8日午後5時までに出席する旨を申込書にご記入の上、戸塚区地域振興課までE-mailにて申し込みください。

【注 意】

※当日は、公募要項等の公募資料は配布しませんので、横浜市戸塚区のホームページから資料を印刷の上、ご持参ください。

※指定管理者に応募する法人は、全て、現地見学会への参加が必要となります。不参加の場合の応募は認めません。

※当日、社員（職員）である事を証明する書類（名刺可）を確認させていただく場合があります。

※後述する「6(2)欠格事項」に該当する法人は参加する事ができません。

※現地見学会以外の日に来館することは制限しませんが、案内や質問については、いっさい応じません。また、いかなる場合においても事務室内の書類の撮影、記録を禁止します。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、質問は、1法人につき5問までとします。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

受付期間：平成22年7月12日（月）～平成22年7月16日（金）午後5時まで

提出方法：質問書は戸塚区地域振興課までE-mailにて送付してください。

オ 質問への回答

質問に対する回答は、戸塚区ホームページへの掲載により回答します。

平成22年7月21日（水）頃予定

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「8(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成22年8月2日（月）から平成22年8月6日（金）まで

※毎日午前9時から午後5時まで

(ウ) 受付方法：必要書類等に通し番号をつけ御持参ください。

(エ) 受付場所：横浜市戸塚区戸塚町 157-3 戸塚区役所地域振興課

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 指定管理者

公募型プロポーザル方式により、「老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者選定委員会」において指定候補者及び次点候補者を選定します。

なお、選定にあたっては、応募者の提出書類及び面接審査等の内容を、指定管理者評価基準項目（別添）に基づき総合的に審査します。また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、法人の職員（2名以内）の出席をお願いします。

イ 選定委員会（50音順）

役職	氏名	備考
委員長	金子 正治	戸塚区連合町内会自治会連絡会会長
	池田 佳道	戸塚区納税貯蓄組合副会長（税理士）
	小清水 松雄	戸塚区老人クラブ連合会会長
	原田 勝広	明治学院大学教養教育センター教授
	前川 鶴子	北汲沢地区民生委員児童委員協議会会長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

「別紙 指定管理者評価基準項目」を参照してください。

なお、応募法人が1法人のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは、選定されず、再度公募を行う場合があります。次点候補者となる場合も最低基準を満たす必要があります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果については、平成22年9月上旬に、全応募法人に文書で通知します。また、選定の経過並びに指定候補者及び次点候補者の選定結果は、戸塚区ホームページへの掲載により公表します。

カ 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者を指定します。（平成22年12月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「9 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、通し番号をつけてクリップ留めをし、15部（うち1部は正本）及びCD-R 1枚を提出してください。

※注 キ（様式8）については、原本1部（写しは不要です）及び様式のデータ（CD-R）を提出してください。

ア 指定申請書（様式1）

イ 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者事業計画書（様式2）

ウ 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者自主事業計画書（様式3）

エ 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘指定管理者自主事業別事業計画書（様式4）

オ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式5、6）

カ 法人の概要（様式7）

キ 申請法人役員名簿（様式8）（神奈川県警本部調査・照会用）

ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式9）

ケ 応募資格に該当する宣誓書（様式10）

コ 定款その他これに類する書類（寄附行為、規約等）

サ 法人の登記事項証明書

シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度（法人にあっては前事業年度）の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

ス 過去3年間の法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式11）：現時点で横浜市に対して納税義務のない法人についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

ソ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式12）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

タ 過去2年間の労働保険料の納付証明書（労働局または労働基準監督署による納付証明書）

チ 法人の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人の概要がわかるもの

テ 決算書類等

貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等の原価の明細、販売費及び一般管理費等の明細、人員表（各決算期の常勤役員数、常勤従業員数、非常勤従業員数（パートタ

イマー、アルバイト)。)(様式13)

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募資格

(ア) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人。

(イ) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文の指定を受けることができると認められる者。

※上記については、「通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業を受けることが認められるもの」となります。

イ 欠格事項

次に該当する法人は、応募者になることができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していること

(イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(オ) 選定委員が、応募しようとする法人の経営または運営に直接関与していること

(カ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人であること

(キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

(ク) 当該施設の管理運営に不可欠な資格を有していないこと

※本項目について、横浜市が神奈川県警本部に対し調査・照会を行うことができるよう、「申請法人役員名簿(様式8)」を提出してください。

ウ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

(ア) 公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員及び本件関係者に対して、本件応募について直接・間接問わず接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

カ 重複応募の禁止

同一施設に対する応募は、1法人につき、一案とします。複数の応募はできません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 応募法人職員以外による行為の禁止

応募にあたって、応募法人の職員以外が以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会への出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定委員会の審査への出席

ケ 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

コ 応募書類の開示と公表

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。また、指定候補者となった団体の応募書類については、指定の議決後公表します（様式10を除く）。その他、区が必要と認めるときには、区は提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式14）」を提出してください。

シ 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

区が提示する設計図書（平面図等）の著作権は区及び設計者に帰属し、法人の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した法人に帰属します。

9 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

区は、指定候補者と細目の協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。また、毎年度、指定管理料等について、年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)

エ 利用料金及び本市が負担する管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

コ 指定管理満了に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項

シ 協定内容の変更に関する事項

ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現行指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。また、引継ぎ及び業務準備のために発生する費用については、引継ぎにかかる人件費等を想定しておりますが、別途協議事項とします。

(4) 次点候補者との交渉

区は、指定候補者が、指定管理期間開始日までの交渉の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合は、次点候補者と協議を行います。

(5) その他

横浜市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。